

「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」の一部改正 新旧対照表

現 行	改 正
<p>(本文)</p> <p>1. 目的 (省略)</p> <p>2. 評価項目 評価項目は、「経営管理(ガバナンス)態勢 - 基本的要素 -」「法令等遵守態勢」「顧客保護等管理態勢」「統合的リスク管理態勢」「自己資本管理態勢」「信用リスク管理態勢」「資産査定管理態勢」「市場リスク管理態勢」「流動性リスク管理態勢」「オペレーショナル・リスク管理態勢」の 10 項目とする。</p> <p>3. 評価方法 (省略)</p> <p>4. 対象金融機関 (省略)</p> <p>5. 事務処理等 (省略)</p> <p>6. 選択的な行政対応への反映 (省略)</p>	<p>(本文)</p> <p>1. 目的 (省略)</p> <p>2. 評価項目 評価項目は、「経営管理(ガバナンス)態勢 - 基本的要素 -」「金融円滑化編」「法令等遵守態勢」「顧客保護等管理態勢」「統合的リスク管理態勢」「自己資本管理態勢」「信用リスク管理態勢」「資産査定管理態勢」「市場リスク管理態勢」「流動性リスク管理態勢」「オペレーショナル・リスク管理態勢」の 11 項目とする。</p> <p>3. 評価方法 (省略)</p> <p>4. 対象金融機関 (省略)</p> <p>5. 事務処理等 (省略)</p> <p>6. 選択的な行政対応への反映 (省略)</p>

「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」の一部改正 新旧対照表

現 行	改 正
<p>7. 施行日等</p> <p>金融検査評価制度は、平成 19 年4月1日から施行し、同日以降予告する(無予告の場合は、立入を開始する)検査について、その評価結果を選択的な行政対応に反映させることとする。ただし、主要行以外の金融機関については、平成 20 年1月1日以降予告する(無予告の場合は、立入を開始する)検査について、その評価結果を選択的な行政対応に反映させることとする。</p> <p>(別紙) 評価段階及び留意点等(金融検査評価制度) 評価段階</p> <p>1. 経営管理(ガバナンス)態勢－基本的要素－ (省略)</p>	<p>7. 施行日等</p> <p>(1) 金融検査評価制度は、平成 19 年4月1日から施行し、同日以降予告する(無予告の場合は、立入を開始する)検査について、その評価結果を選択的な行政対応に反映させることとする。ただし、主要行以外の金融機関については、平成 20 年1月1日以降予告する(無予告の場合は、立入を開始する)検査について、その評価結果を選択的な行政対応に反映させることとする。</p> <p>(2) <u>金融円滑化編に係る金融検査評価制度については、平成 23 検査事務年度中に試行を開始し、平成 24 検査事務年度以降、速やかに施行に移すこととする。具体的な施行日等については、別途指示するところによる。なお、試行期間中の評価結果は、金融機関に通知されるものの、選択的な行政対応には反映させないこととする。</u></p> <p>(別紙) 評価段階及び留意点等(金融検査評価制度) 評価段階</p> <p>1. 経営管理(ガバナンス)態勢－基本的要素－ (省略)</p>

「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」の一部改正 新旧対照表

現 行	改 正
(新設)	<p data-bbox="1115 292 1339 320">2. 金融円滑化編</p> <p data-bbox="1115 339 1167 368">A :</p> <p data-bbox="1128 387 1973 608">金融円滑化管理態勢について、適切なリスク管理態勢の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮するための態勢が、金融機関の規模や特性に応じ、経営陣等により強固に構築され機能している。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響は小さい。</p> <p data-bbox="1115 679 1167 708">B :</p> <p data-bbox="1128 727 1973 995">金融円滑化管理態勢について、適切なリスク管理態勢の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮するための態勢が、金融機関の規模や特性に応じ、経営陣等により十分に構築されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての業務の適切性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。</p> <p data-bbox="1115 1067 1167 1096">C :</p> <p data-bbox="1128 1115 1973 1383">金融円滑化管理態勢について、適切なリスク管理態勢の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮するための態勢は、金融機関の規模や特性に応じた管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣等の金融円滑化への取組みは不十分であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。</p>

「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」の一部改正 新旧対照表

現 行	改 正
	<p>D :</p> <p><u>金融円滑化管理態勢について、適切なリスク管理態勢の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮するための管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての業務の適切性等に重大な影響が及んでおり、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、または、そのような状況にある。</u></p> <p><u>評価における留意点等</u></p> <p>【基本的留意点】</p> <p><u>評価を行うに当たっては、「金融円滑化編チェックリスト」の「検証ポイント」を十分に踏まえることとする。</u></p> <p><u>評価を行うに当たっては、「Ⅰ. 経営陣による態勢の整備・確立状況」及び「Ⅱ. 管理責任者による態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。</u></p> <p><u>評価を行うに当たっては、金融円滑化管理に関する方針等の策定、態勢の整備、方針等又は態勢の見直しという一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して行うものとする。</u></p>

「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」の一部改正 新旧対照表

現 行	改 正
	<p data-bbox="1137 288 1971 560"> <u>前回検査指摘事項（特に軽微でない指摘事項）については、経営陣が率先垂範して、実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評価を行うものとする。</u> </p> <p data-bbox="1137 587 1971 724"> <u>なお、前回検査指摘事項の改善状況に関する評価は、今回検査における指摘事項に対して、金融機関による自主的な対応が期待できるかどうかを判断する際の一要素となる。</u> </p> <p data-bbox="1122 799 1308 831"> 【プラス要素】 </p> <p data-bbox="1137 850 1971 932"> <u>以下に掲げる点が認められる場合には、評価を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。</u> </p> <p data-bbox="1137 951 1971 1088"> <u>(1) 経営陣が、積極的に金融円滑化管理態勢の弱点・問題点を把握・分析することによって、金融円滑化管理態勢の向上につながっている場合</u> </p> <p data-bbox="1137 1155 1971 1390"> <u>(2) 債務者に対するモニタリングや経営相談・経営改善指導等によって債務者との意思疎通が図られ（債務者との密度の高いコミュニケーションの確保）、債務者の正確な経営実態の把握、債務者の実態を的確に反映した経営改善計画の策定支援及び同計画の適切なフォローアップ等を行っている」と認められる場合</u> </p>

「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」の一部改正 新旧対照表

現 行	改 正
	<p data-bbox="1144 288 1973 464">(3) 債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みへの支援により、債務者の経営改善が着実に図られ、債務者の返済能力の改善等につながっている事例が複数の営業店等にて認められる場合</p> <p data-bbox="1122 536 1335 568">【マイナス要素】</p> <p data-bbox="1144 587 1973 772">以下に掲げる点が認められる場合には、金融円滑化管理態勢に少なからず弱点を抱えているにもかかわらず、改善に向けた対策が不十分であると考えられることから、評価を行う上でのマイナス要素として勘案するものとする。</p> <p data-bbox="1144 791 1973 1078">(1) 債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みへの支援において、支援先に選定した債務者に対し、債務者の実態を的確に反映した経営改善計画の策定支援等をしていない場合。ただし、その事案の広がりや、経営陣の役割等を把握した上で、事案の程度に応じて勘案を行うことに留意する。</p> <p data-bbox="1144 1150 1973 1378">(2) 顧客からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込み等に対し、機械的・画一的な判断に基づく対応や、合理的な理由なく、形式的な判断のみで融資を抑制したり早期に回収している事例が複数の営業店等にて同時期にあるいは連続して発生している場合</p>

「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」の一部改正 新旧対照表

現 行	改 正
<p data-bbox="226 916 479 995">2. 法令等遵守態勢 (省略)</p> <p data-bbox="226 1059 533 1139">3. 顧客保護等管理態勢 (省略)</p> <p data-bbox="226 1203 562 1283">4. 統合的リスク管理態勢 (省略)</p>	<p data-bbox="1122 288 1335 320">【その他留意点】</p> <p data-bbox="1151 336 1973 512">金融仲介機能を積極的に発揮していくことの前提となる各リスク管理態勢に問題が認められ、適切なリスク管理態勢が整備されていないと認められる場合には、それぞれのリスク管理態勢の評価に反映することに留意する。</p> <p data-bbox="1144 576 1973 847">債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みへの支援の評価に当たっては、創意工夫を凝らした特別な取組みのみならず、日常的で地道な取組みにより、債務者の実態をきめ細かく把握した上で対応しているかがポイントとなることに留意する。なお、金融機関の経営判断に係る部分に過度に立ち入ることのないよう留意する。</p> <p data-bbox="1115 916 1368 995">3. 法令等遵守態勢 (省略)</p> <p data-bbox="1115 1059 1422 1139">4. 顧客保護等管理態勢 (省略)</p> <p data-bbox="1115 1203 1451 1283">5. 統合的リスク管理態勢 (省略)</p>

「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」の一部改正 新旧対照表

現 行	改 正
<p>5. 自己資本管理態勢 (省略)</p>	<p>6. 自己資本管理態勢 (省略)</p>
<p>6. 信用リスク管理態勢 (省略)</p>	<p>7. 信用リスク管理態勢 (省略)</p>
<p>7. 資産査定管理態勢 (省略)</p>	<p>8. 資産査定管理態勢 (省略)</p>
<p>8. 市場リスク管理態勢 (省略)</p>	<p>9. 市場リスク管理態勢 (省略)</p>
<p>9. 流動性リスク管理態勢 (省略)</p>	<p>10. 流動性リスク管理態勢 (省略)</p>
<p>10. オペレーショナル・リスク管理態勢 (省略)</p>	<p>11. オペレーショナル・リスク管理態勢 (省略)</p>